三　対象消費者等に対する情報の提供に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）
四　法第三十五条の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供に係る事務
五　簡易確定手続授権契約、訴訟授権契約及び法第八十二条第二項に規定する契約の締結に付随する事務
六　対象消費者等に対する金銭の支払その他被害回復裁判手続に付随する金銭その他の財産の管理に係る事務
七　被害回復裁判手続に付随する対象消費者等に対する連絡に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）

2　法第九十八条第二項第二号の内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一　相手方通知に係る事務
二　対象消費者等に対する金銭の支払に係る事務その他被害回復裁判手続に付随する金銭その他の財産の管理に係る事務
三　相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務に付随する対象消費者等に対する連絡に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）

3　法第九十八条第二項第三号の事務は、特定適格消費者団体の実情その他の事情に応じて行うようにするものとする。

4　法第九十八条第二項第三号の内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一　特定適格消費者団体に対する助言
二　被害回復関係業務に関する情報の公表
三　特定適格消費者団体に対する情報の提供

5　法第九十八条第二項第四号ロの内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一　法の実施のために必要な情報及び消費者団体訴訟等の推進に資する情報の収集
二　前号の各情報の分析及び公表
三　消費者団体訴訟等に関する問合せへの対応

（業務規程の記載事項）

第二十九条　法第九十八条第三項（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
一　支援業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項
イ　法第九十八条第二項第一号から第四号までに掲げる業務の実施方法に関する事項
ロ　消費者団体訴訟等支援法人であることを疎明する方法に関する事項
ハ　その他必要な事項
二　役員の選任及び解任その他支援業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項
三　支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項
四　支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法に関する事項
五　法第百九条の帳簿書類の管理に関する事項
六　法第百十条第二項各号に掲げる書類の備置きの方法に関する事項
七　その他支援業務の実施に関し必要な事項

［条を加える。］

（支援認定の申請書の記載事項）

第三十条　法第九十九条第一項第三号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
一　電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号（支援業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。次号において同じ。）
二　法第九十九条第一項第二号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の事務所の電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号
三　法人番号

［条を加える。］